議案第45号

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年9月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画(改定追補版)において、二宮町民温水プールは令和7年度までに廃止もしくは他用途への転用を検討するとしている中で、竣工から約30年を迎えた同施設は老朽化が著しく、入館者の安全を確保することが困難となったため、早期廃止することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例(昭和57年二宮町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表二宮町民温水プールの項を削る。

第6条第1項中「別表第3の5」を「別表第3の4」に改め、同条第3項中「二宮町民温水プール、」を削る。

別表第1二宮町民温水プールの項を削る。

別表第2二宮町民温水プールの項を削る。

別表第3の4を削り、別表第3の5を別表第3の4とする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(議案第45号) 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後 改正前 (設置) (設置) 第2条 体育の普及振興を図り、町民の心身の健全な発達に寄与するための施設とし 第2条 体育の普及振興を図り、町民の心身の健全な発達に寄与するための施設とし て、体育施設を次のとおり設置する。 て、体育施設を次のとおり設置する。 位置 名称 位置 名称 (略) (略) 二宮町民運動場 二宮町山西2,023番地の1 二宮町民運動場 二宮町山西2,023番地の1 二宮町ラディアンテ 二宮町二宮1,222番地の2 二宮町民温水プール 二宮町中里308番地 ニスコート 二宮町二宮1,222番地の2 二宮町ラディアンテ (略) ニスコート (略) (使用料の徴収) (使用料の徴収) 第6条 体育施設の利用については、別表第3の1から別表第3の4に定める額の使用 第6条 体育施設の利用については、別表第3の1から別表第3の5に定める額の使用 料を徴収する。 料を徴収する。 (略) 2 (略) 3 町営山西プール、二宮町民運動場及び二宮町立体育館を一般利用する者は、規則で 3 二宮町民温水プール、町営山西プール、二宮町民運動場及び二宮町立体育館を一般 定める入場券の購入をもって使用料を納付するものとする。 利用する者は、規則で定める入場券の購入をもって使用料を納付するものとする。 4 (略) 4 (略)

改正後		改正前				
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)				
名称	休場日	名称	休場日			
(略)		(略)				
二宮町民運動場	1 毎週月曜日 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定 する休日の翌日 3 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで) 4 その他教育委員会が特に必要があると認めるとき	二宮町民運動場	1 毎週月曜日 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定 する休日の翌日 3 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで) 4 その他教育委員会が特に必要があると認めるとき			
二宮町ラディアンテ ニスコート	1 毎週月曜日 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定 する休日の翌日 3 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで) 4 その他教育委員会が特に必要があると認めるとき	二宮町民温水プール	1 毎週月曜日 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定 する休日の翌日 3 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで) 4 その他教育委員会が特に必要があると認めるとき			
(略)		二宮町ラディアンテ ニスコート	1 毎週月曜日2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日3 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)4 その他教育委員会が特に必要があると認めるとき			
		(略)				

改正後			改正前					
別表第2(第5条関係)			別表第2(第5条関係)					
名称	利用日	利用時間	名称 利用日		利用時間			
(略)			(略)					
二宮町民運動場	毎日(休場日を除く)	4月1日から10月31日まで (午前6時から午後9時) 11月1日から翌年3月31日まで (午前9時から午後9時)	二宮町民運動場	毎日(休場日を除く)	4月1日から10月31日まで (午前6時から午後9時) 11月1日から翌年3月31日まで (午前9時から午後9時)			
一宮町ラディアン 午前9時から午	・5月1日から9月30日まで 午前9時から午後5時 ・10月1日から4月30日まで	二宮町民温水プール	毎日(休場日を除く)	午前10時から午後9時まで				
テニスコート (略)	毎日(休場日を除く)	・10月1日から4月30日まで 午前9時から午後4時 (1グループ1日4時間以内)	二宮町ラディアンテニスコート	毎日(休場日を除く)	 ・5月1日から9月30日まで 午前9時から午後5時 ・10月1日から4月30日まで 午前9時から午後4時 (1グループ1日4時間以内) 			
			(略)					

改正後	改正前								
	<u>別表第3の4 (第6条関係)</u> 二宮町民温水プール								
	区分			使用料の額					
	専用利」用	プール	1コース		1回(2時間以内)			5,000円	
			プール 全コース		1回(2時間以内)			30,000円	
			幼児用	1回(2時間以内)		5,000円			
		多目的ルーム					午後 5 時~午 後7時	午後 7 時~午 後9時	
				1,200円	800円	800円	800円	800円	
		プール	大人	1人1回			400円		
	一般利用		子 ど も (中学生 以下)				200円		
	備考利	川者が営禾		て利用する	場合の使用		定の使用料の	の倍額とす	
	改正後	別表第3 <i>©</i> 二宮町医	別表第3の4(第6条 二宮町民温水プール 区分 プール 専用利用 一般利用 プール ・解利用 イ機利用 プール 横考利用者が営利	別表第3の4 (第6条関係) 区分 専用利用 プール 全コース 幼児用 専用利用 大人 一般利用 プール 大人 子ども(中学生以下) 備考 利用者が営利を目的とし	別表第3の4 (第6条関係) 二宮町民温水プール 区分 1コース 1回(2) 全コース 1回(2) 幼児用 1回(2) 幼児用 1回(2) サ前10 中前10 中で生 1人1回 日間	別表第3の4 (第6条関係) 二宮町民温水プール 区分 1 コース 1回(2時間以内) 全コース 1回(2時間以内) 幼児用 1回(2時間以内) 幼児用 1回(2時間以内) ケ前10 午後1時~午後1時~午後1時 大人 1人1回 1,200円 800円 大人 1人1回 子ども (中学生 以下) 1人1回 以下) 備考 利用者が営利を目的として利用する場合の使用	別表第3の4 (第6条関係) 一般利用	別表第3の4 (第6条関係) 宮町民温水プール 図分 使用料の額 プール 全コース 1回 (2時間以内) 参目的ルーム 年前10 年後1 年後3 年後5時~午度1時~午後3時~午後3時~午後3時~午後7時 財子の円 大人 1人1回 一般利用 プール 構考 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料	

別表第3の4 (第6条関係) テニスコート (略) (略) (略) 備考 (本考して利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。 (本考します。) 1 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。	改正後	改正前
(略)		
備考	テニスコート	
1 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。 2 二宮町、小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は中井町に住所を有2 二宮町、小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は中井町に住所を有	(股各)	(略)
	備考 1 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。 2 二宮町、小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は中井町に住所を有	備考 1 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。 2 二宮町、小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は中井町に住所を有